

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：群馬県
 農業委員会名：高崎市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和4年3月31日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	2,680	3,320	—	—	—	6,000
経営耕地面積	1,554	1,469	920	456	93	3,023
遊休農地面積	45	133	131	2	—	178
農地台帳面積	3,257	5,023		—	—	8,280

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	6,970
自給的農家数	3,510
販売農家数	3,460
主業農家数	535
準主業農家数	489
副業的農家数	2,436

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	5,266
女性	2,470
40代以下	459

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	282
基本構想水準到達者	43
認定新規就農者	22
農業参入法人	28
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者	—							
女性	—							
40代以下	—							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5年 7月19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	25	25
認定農業者	—	16
認定農業者に準ずる者	—	—
女性	—	4
40代以下	—	—
中立委員	—	2

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	34	34	29

※現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	6,000ha	1,403ha	23.38%
課 題	農業者の高齢化や後継者不足により地域農業の担い手が減少している地域や中山間地等の農業条件の厳しい地域での集積による農地の有効利用が課題となっている。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②／①×100)
1,279ha	1,457ha	54ha	113.91%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	人・農地プランを初めとする地域座談会を中心に農業委員・農地利用最適化推進委員による働きかけを行うとともに、農地中間管理事業も活用しながら農地の集積を実施する。なお、「農家の友」(農業委員会等の機関誌)等により利用権設定事業及び農地バンクの周知を行い、円滑な事業実施を支援する。
活動実績	「農家の友」(農業委員会等の機関紙)等を活用し、利用権設定事業の周知を行うとともに、農地情報バンクによるあっせん事業を実施した。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目的が達成できるように努力する必要がある。
活動に対する評価	より一層の周知が必要である。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数	2年度新規参入者数
	7経営体	4経営体	17経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	3.24ha	2.06ha	8.60ha
課題	農業従事における魅力を具体的に発信する情報力と、新規就農に際して発生する様々な課題に対する制度的な補助及び相談体制の確立。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②／①×100)
10経営体	22経営体	220%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④／③×100)
4ha	11.61ha	290%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	主に農業委員・農地利用最適化推進委員からの情報収集を基本とし、「農家の友」等を活用し、周知活動を行う。
活動実績	「農家の友」を活用して周知活動を行うとともに、農業委員会、認定農業者連絡協議会、家族経営協定農家研究協議会との連携による支援等を行った。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標が達成できるよう、さらに情報網を強化する必要がある。
活動に対する評価	一定の参入実績はあるものの、より一層の周知が必要である。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A) 6,178ha	遊休農地面積(B) 178ha	割合(B/A×100) 2.88%
課 題	遊休農地の多くは点在していることが多く、担い手等への集積が困難となっているため、農地中間管理機構と連携し、農地の有効利用を図ることが課題となっている。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
30ha	30.9ha	103.00%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2 の目標の達成に向けた活動

活動 計 画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査	71人	8月～9月	9月～11月
調査方法 農地利用最適化推進委員を中心に、農業委員や事務局職員が支援して、農地利用状況調査を実施し、新たな遊休農地の把握に努め、遊休農地の解消等の指導を行う。				
農地の利用意向調査 調査実施時期:11月～2月				
活動 実 績	その他の活動			
	農地の利用状況調査	調査員数(実数) 71人	調査実施時期 8月～9月	調査結果取りまとめ時期 9月～11月
	農地の利用意向調査	調査実施時期 12月～1月	調査結果取りまとめ時期	2月～3月
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数: 2,603筆	調査数: 筆	調査数: 筆
	その他の活動	調査面積: 236.5ha	調査面積: ha	調査面積: ha

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標に向けたより一層の努力が必要である。
活動に対する評価	概ね計画通りに実施できた。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	6,000ha	5.9ha
課 題	疑いのある農地について隨時指導しているが、地域が広く発見が遅れるケースがあるため、監視活動の徹底が課題となっている。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度実績

実 績①	増減(B-①)
5.7ha	0.2ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	隨時、違反転用の調査を行い、是正指導を行う。 年3回発行する「農家の友」により違反転用防止の周知活動を実施する。
活動実績	8月から9月にかけて、農地パトロールにより調査を行った。 年3回発行される「農家の友」により違反転用防止の周知活動を行った。
活動に対する評価	早期発見、早期是正を図るとともに、所有者に対して一層丁寧な指導を行うことが必要である。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等

詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 193件、うち許可 192件、不許可 1件)

点検項目		具体的な内容					
事実関係の確認	実施状況	申請時に、申請書の記載内容について確認を行っている。また、現地確認、農地台帳等の客観的な資料と照らし合わせて内容を確認している。特に農地の全部効率利用について注意している。					
	是正措置						
総会等での審議	実施状況	案件については、毎月5日頃に開催される総会において、許可案件等を十分に審議している。					
	是正措置						
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数		193件			
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数		1件			
審議結果等の公表	実施状況	議事録を作成して、市のホームページ等で公開している。					
	是正措置						
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 25日	処理期間(平均)	25日		
	是正措置						

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 878件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請時に、申請書の記載内容について確認を行っている。また、現地確認、農地台帳等の客観的な資料と照らし合わせて内容を確認している。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	必要に応じて調査班で現地確認、申請者からの聞き取り調査を行い、全体について農業委員、農地利用最適化推進委員で協議し、総会において審議している。			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議事録を作成して、市のホームページ等で公開している。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 40日	処理期間(平均)	40日
	是正措置				

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	21 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	19 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	2 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	2 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	0 法人
	提出しなかった理由	
農地所有適格法人の状況について	対応方針	提出期限までに報告がない法人に対し、速やかに督促する。
	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	
	対応状況	

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 727件	公表時期 令和4年1月
		情報の提供方法:市ホームページ等に掲載	
	是正措置		
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 192件	取りまとめ時期 令和4年3月
		情報の提供方法:市ホームページ等に掲載	
	是正措置		
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積:8,214ha	
		データ更新:随時	
		公表:市ホームページ及び窓口で閲覧	
	是正措置		

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめる。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 特になし
	〈対処内容〉

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 特になし
	〈対処内容〉

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

1 件

提出先及び提出した意見の概要	・提出先:高崎市長 ・意見の概要:担い手の育成及び確保に向けた支援について
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している